

名古屋市公報	平成26年 1月22日 第1042号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目次 ページ

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
(健福・保護課) (第15号) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更
(健福・保護課) (第16号) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止
(健福・保護課) (第17号) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定
(健福・保護課) (第18号) 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止
(健福・保護課) (第19号) 9
- 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧 (住都・都市計画課) (第20号) 10
- 名古屋市幸心南土地地区画整理組合の設立認可
(住都・区画整理課) (第21号) 13
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定につい
て (環境・地域環境対策課) (第22号) 14
- 介護保険指定特別給付事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第23号) 16

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第1号) 18

交 通 局 管 理 規 程

- 乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部改正 (第1号) 28

公 告

- 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 30
- 農業委員会農地部会の開催公告 (農業委員会) 31
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の
公告 (市経・地域商業課) 32
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 33

名古屋市告示第15号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6
年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規
定により、各法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しまし
た。

平成26年 1月14日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人藍靖会たけ なか外科内科こども クリニック	名古屋市北区平手町 1丁目 9番 地の 1	平成25年11月 1日
船山メンタルクリニ ック／カウンセリン グオフィス	名古屋市西区那古野二丁目23番 16号 - 1	平成25年12月18日
杉浦医院	名古屋市昭和区山手通 5丁目33 番地の 1	平成25年 8月 1日
ききょう医院	名古屋市守山区大字上志段味字 大塚1216番地の 2	平成25年12月 3日
まつもとクリニック	名古屋市緑区桶狭間神明1702番 地	平成25年10月 1日

鈴木クリニック	名古屋市名東区藤里町 401番地	平成25年12月 1日
おときき山泌尿器皮膚科	名古屋市天白区池見二丁目 229番地	平成25年10月 1日
医療法人社団みずほ会アール歯科志賀本通	名古屋市北区憧簾町 1丁目28番地の 2	平成25年12月 1日
あかほり歯科医院	名古屋市守山区喜多山二丁目 2番 4号	平成25年 7月16日
マルゼン薬局	名古屋市北区上飯田北町 2丁目 5番地	平成25年12月16日
中川薬局中村日赤前店	名古屋市中村区元中村町 3丁目 7番地	平成25年12月 1日
ハートフル調剤薬局中村店	名古屋市中村区佐古前町 1番26号	平成25年11月 1日
そよ風薬局瀬古店	名古屋市守山区瀬古一丁目 720番地の 2	平成25年11月 1日
のぞみ調剤薬局	名古屋市緑区六田一丁目 177番地	平成25年10月 1日
プラチナ薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤里町 401番地	平成25年12月 1日
たいよう訪問看護ステーション	名古屋市北区清水二丁目 2番 8号	平成25年11月 1日
訪問看護マザーズ	名古屋市西区新道一丁目 2番 5号	平成25年10月 1日
訪問看護ステーション太陽・緑	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地	平成25年11月21日
にじのさと訪問看護ステーション野並	名古屋市天白区野並三丁目 197番地	平成25年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第16号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条
の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があ
りました。

平成26年 1月14日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	旧	医療法人日清会清里記念クリニック
	新	D r . m a r i クリニック m o z o
開 設 者 名	旧	医療法人日清会
	新	医療法人総合麻里メディカル
所 在 地	名古屋市西区二方町40番地	
変 更 年 月 日	平成25年 9月20日	

医 療 機 関 名	旧	竹内外科クリニック
	新	竹内外科内科クリニック
所 在 地	名古屋市天白区土原四丁目 627番地	
変 更 年 月 日	平成25年11月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第17号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条
の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があ
りました。

平成26年 1月14日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
たけなか外科内科こ どもクリニック	名古屋市北区平手町 1丁目 9 番地の 1	平成25年10月31日
ツインクリニック	名古屋市西区名駅二丁目 6番 5号	平成24年12月20日
杉浦医院	名古屋市昭和区山手通 5丁目 33番地の 1	平成25年 7月31日
名古屋共立クリニッ ク	名古屋市中川区法華一丁目 190番地	平成25年10月31日
まつもとクリニック	名古屋市緑区桶狭間神明1702 番地	平成25年 9月30日
おときき山泌尿器皮 膚科	名古屋市天白区池見二丁目 229番地	平成25年 9月30日

あかほり 歯科医院	名古屋市守山区茶臼前17番20号	平成25年 7月15日
マルゼン薬局	名古屋市北区上飯田北町 2丁目65番地	平成25年12月15日
ハートフル調剤薬局	名古屋市西区城西四丁目30番11号	平成25年10月31日
ドラッグストアレーモン薬局笠寺店	名古屋市南区前浜通 3丁目27番地	平成25年11月30日
そよ風薬局瀬古店	名古屋市守山区瀬古一丁目720番地の 2	平成25年10月31日
のぞみ調剤薬局	名古屋市緑区六田一丁目 177番地	平成25年 9月30日
医療法人杉山会訪問看護ステーション上社	名古屋市名東区社台三丁目19番地の 1	平成25年11月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第18号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、各法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成26年 1月14日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
太田 亮輔	愛知県春日井市松新町 1丁目 3番地	平成25年10月23日
バース治療院		
加納 民子	名古屋市中村区中村町 6丁目47番地	平成25年11月28日
加納鍼灸マッサージ治療院		
松川 昌史	名古屋市天白区高島一丁目 709番地	平成25年 6月18日
愛知治療院（はり・きゅう・マッサージ）		
中村 宗成	名古屋市西区香呑町 1丁目39番地	平成25年11月 5日
なかむら接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第19号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の
2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の
自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によ
るとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、
各法による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年 1月14日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
松川 昌史	名古屋市天白区中平四丁目 214番 地	平成25年 6月17日
松川鍼灸マッサージ 治療院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第20号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成26年1月15日から平成26年1月28日まで一般の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成26年1月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 茶屋新田まちづくり地区計画

2 位置及び区域

名古屋市港区大西一丁目の全部並びに秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋二丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目及び東茶屋四丁目の各一部

（別図のとおり）

3 縦覧場所

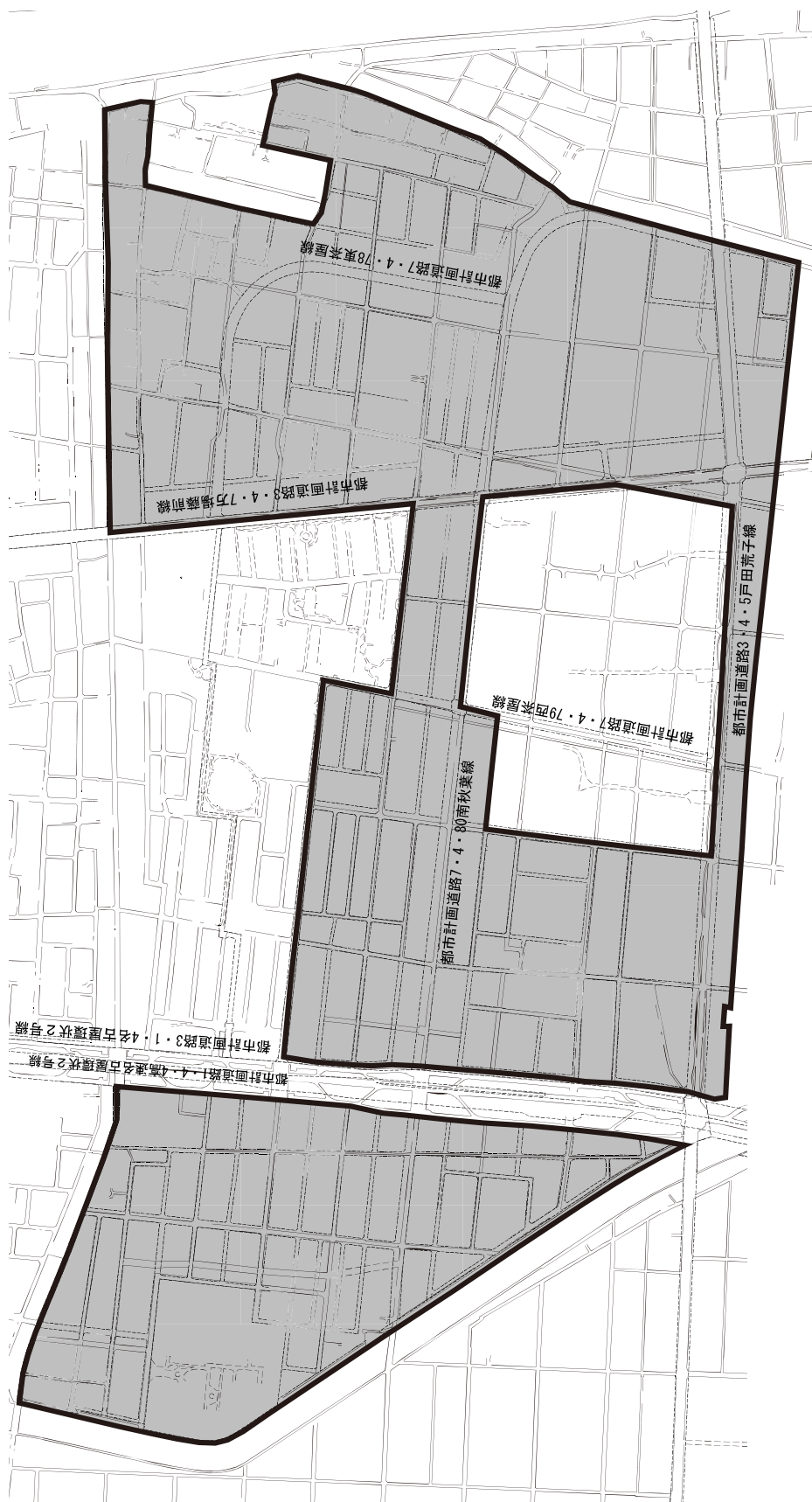
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所西庁舎4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別図



縮尺 1/10,000



地区計画区域

名古屋市告示第21号

名古屋市幸心南土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第14条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の設立について認可しました。

平成26年 1月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市幸心南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成26年 1月15日から平成30年 3月31日まで
- 3 施行地区
名古屋市守山区幸心一丁目の一部
- 4 事務所の所在地
名古屋市守山区幸心一丁目 261番地
- 5 設立認可の年月日
平成26年 1月15日
- 6 事業年度
毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで
- 7 公告の方法
組合事務所及び名古屋市守山区役所の掲示場に掲示する。

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第22号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成26年 1月15日

名古屋市長 河 村 た か し

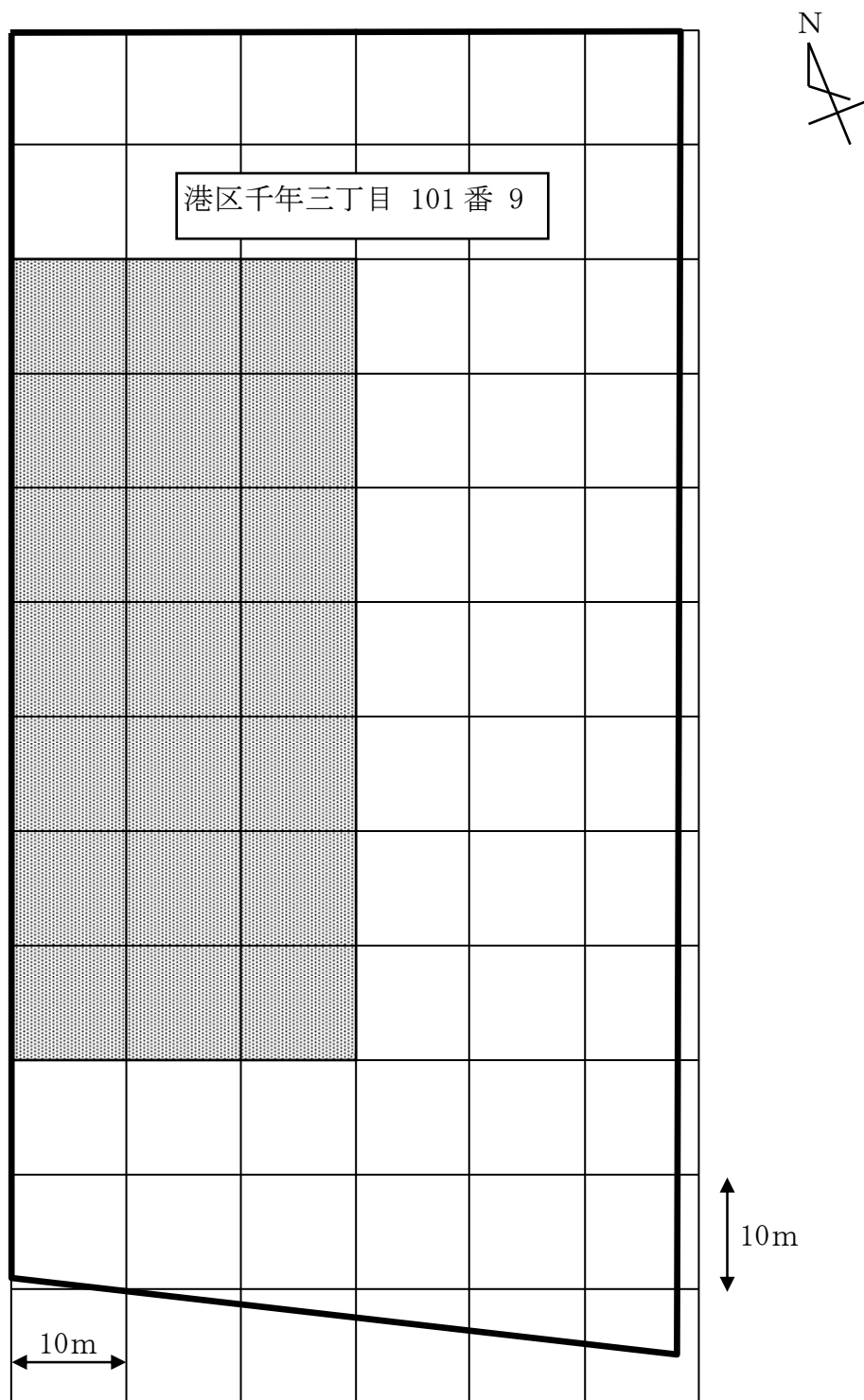
1 指定する区域

名古屋市港区千年三丁目 101番 9の一部（詳細は別紙のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地（筆の境界）
-  : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第23号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の6の規定に基づき、次のように介護保険指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

平成26年 1月17日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
吉永 真悠子	味の道	名古屋市天白区原二丁目1703番地	平成25年 7月31日
中村 嘉文	まごころ弁当守山店	名古屋市守山区天子田三丁目 902番地	平成25年10月31日
下里 文美雄	ニコニコキッチン 名古屋中央店	名古屋市東区徳川二丁目17番16号	平成25年10月31日
吉永 慎吾	味の道	名古屋市天白区原二丁目1703番地	平成25年10月31日
藤 正人	まごころ弁当千種店	名古屋市千種区下方町 5丁目66番地	平成25年11月30日

谷田 裕孝	まごころ弁当名東店	名古屋市名東区照が丘 2番地	平成25年11月30日
有限会社 華元	心ちゃん	名古屋市北区如意四丁目 1番地	平成25年11月30日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成26年1月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月16日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成26年2月1日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
南 区	呼 続 四 丁 目		一部	南区忠次二丁目 名古屋市上下水道局山崎 水処理センター
守山区	川 上 町		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 水処理センター
	幸 心 二 丁 目		〃	〃
	下 志 段 味	吉田	〃	〃
緑 区	大 根 山 二 丁 目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	清 水 山 二 丁 目		〃	〃
名東区	高 間 町		〃	名東区山香町 名古屋市上下水道局西山 水処理センター
	西 山 台		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局植田

				水処理センター
	平和が丘五丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

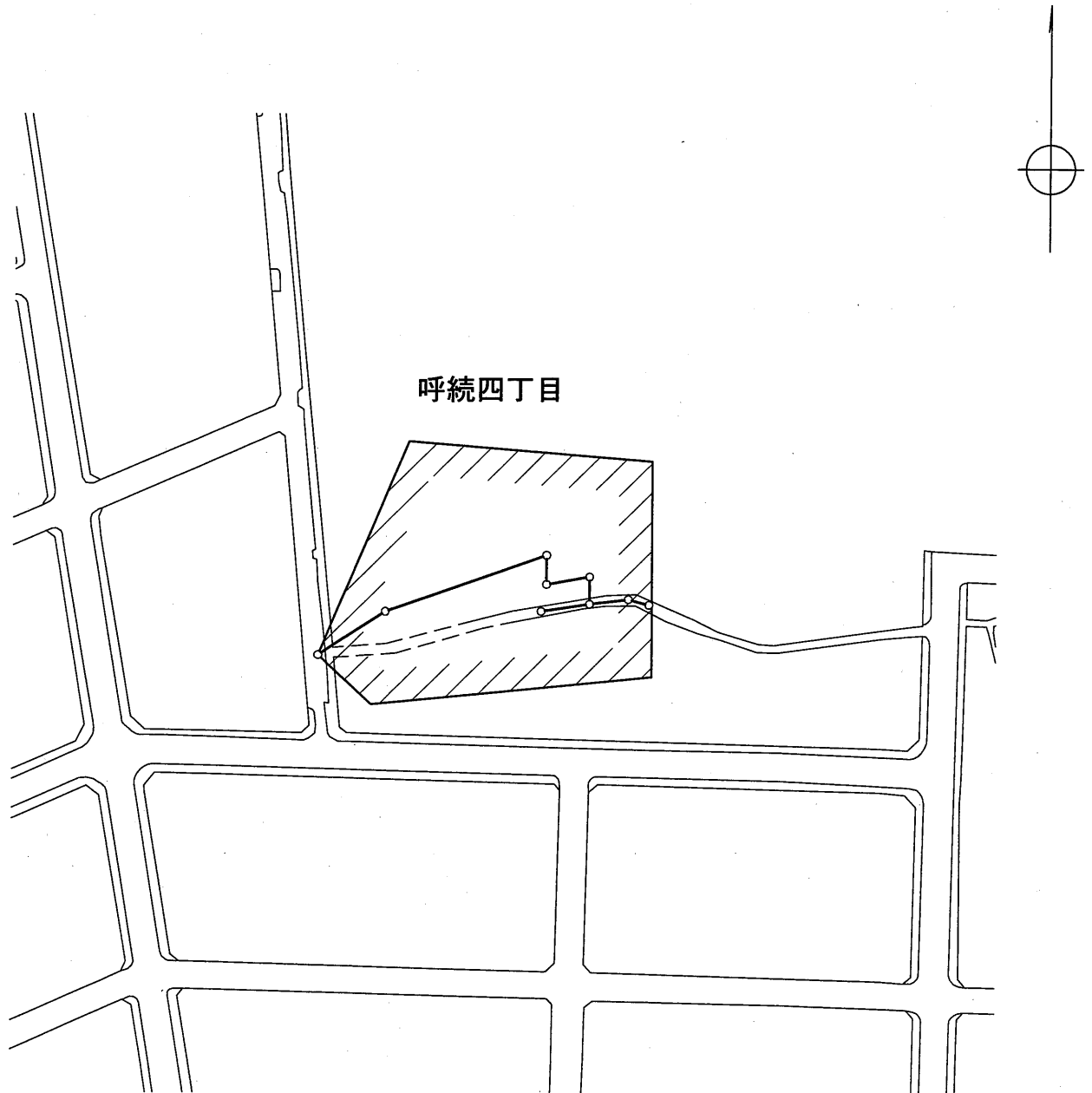
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	南区 守山区（幸心二丁目）
分流式	守山区（幸心二丁目を除く。） 緑区 名東区

排水施設の位置図

南区（合流式）



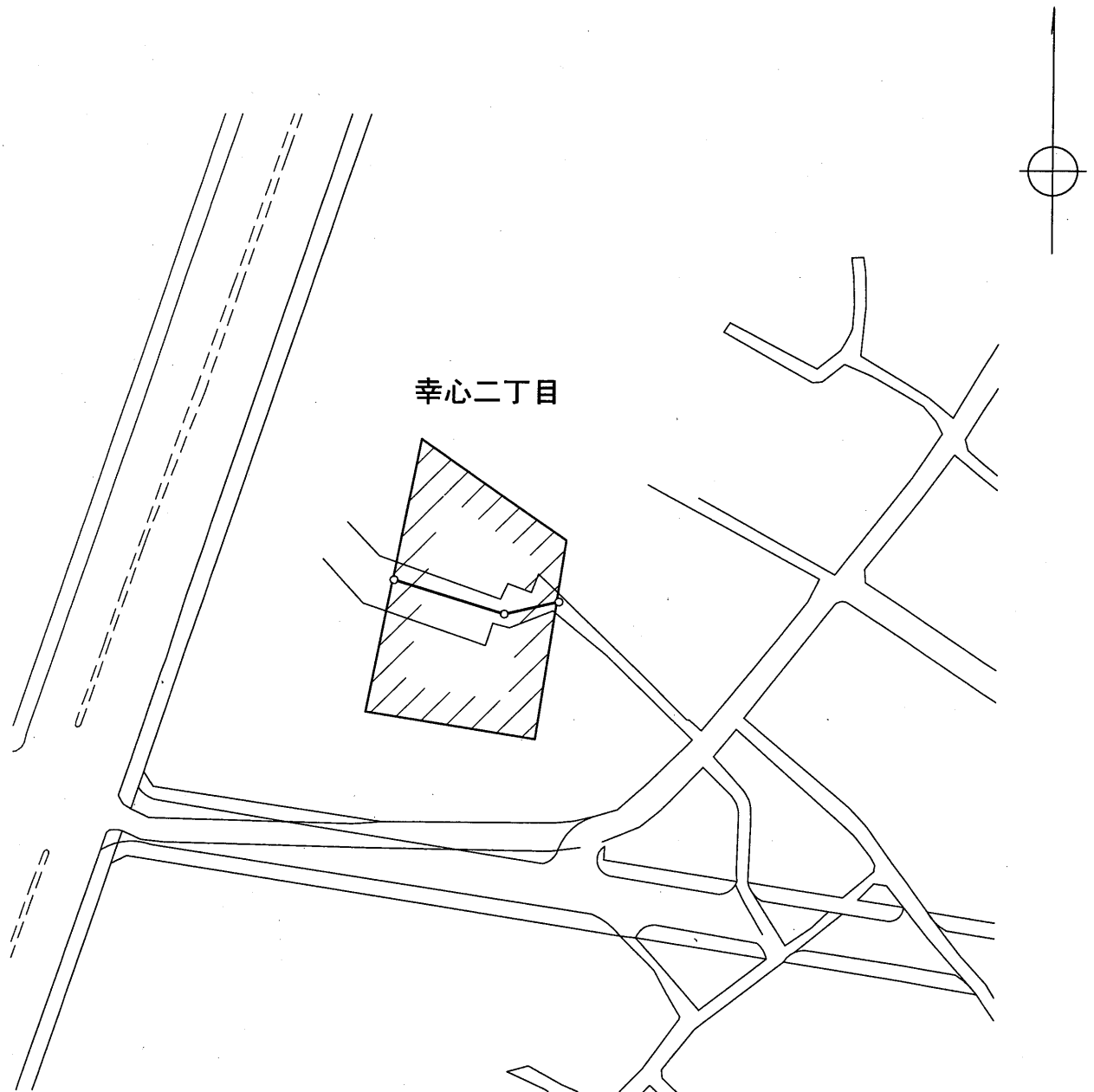
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）



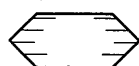
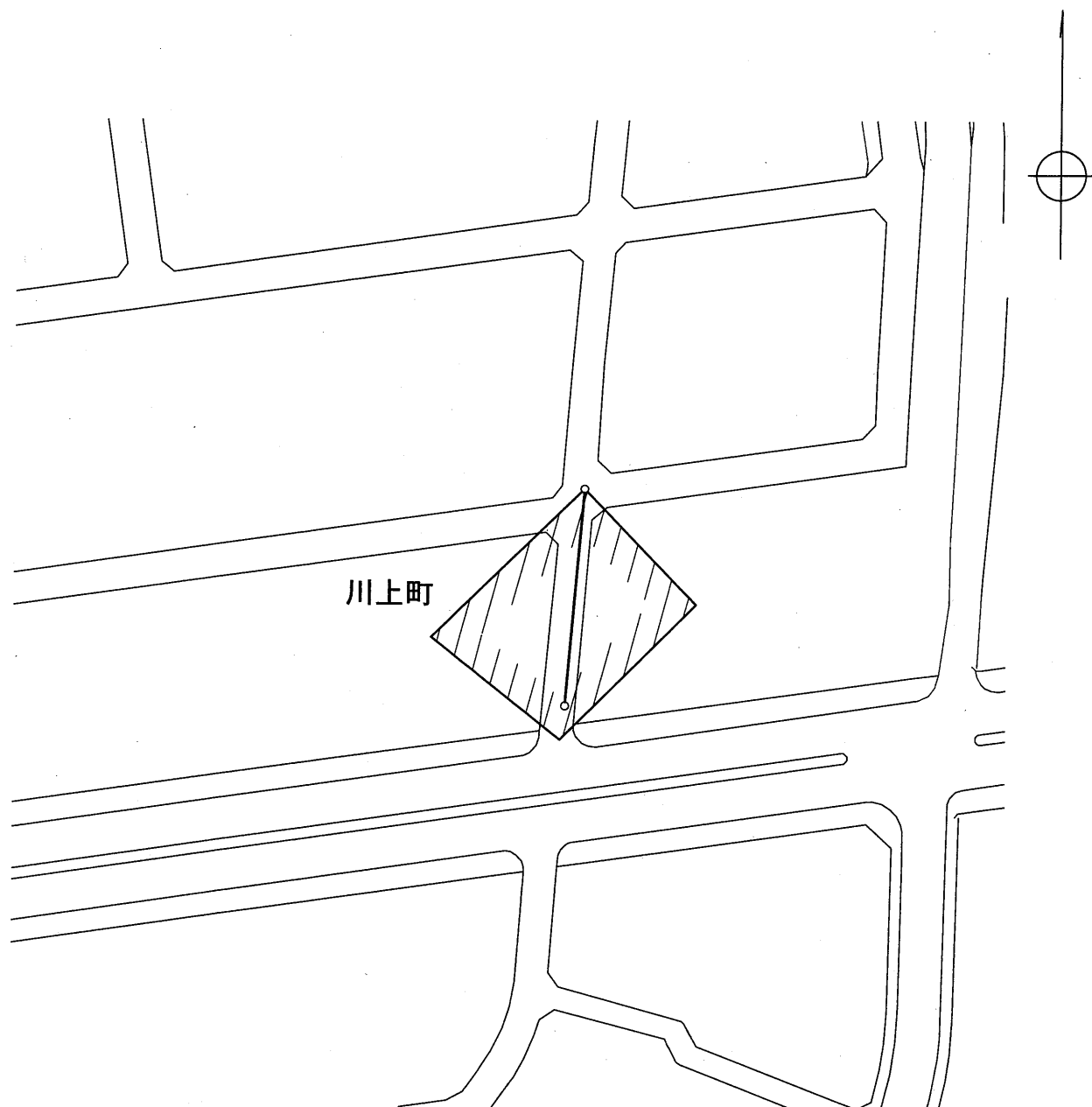
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



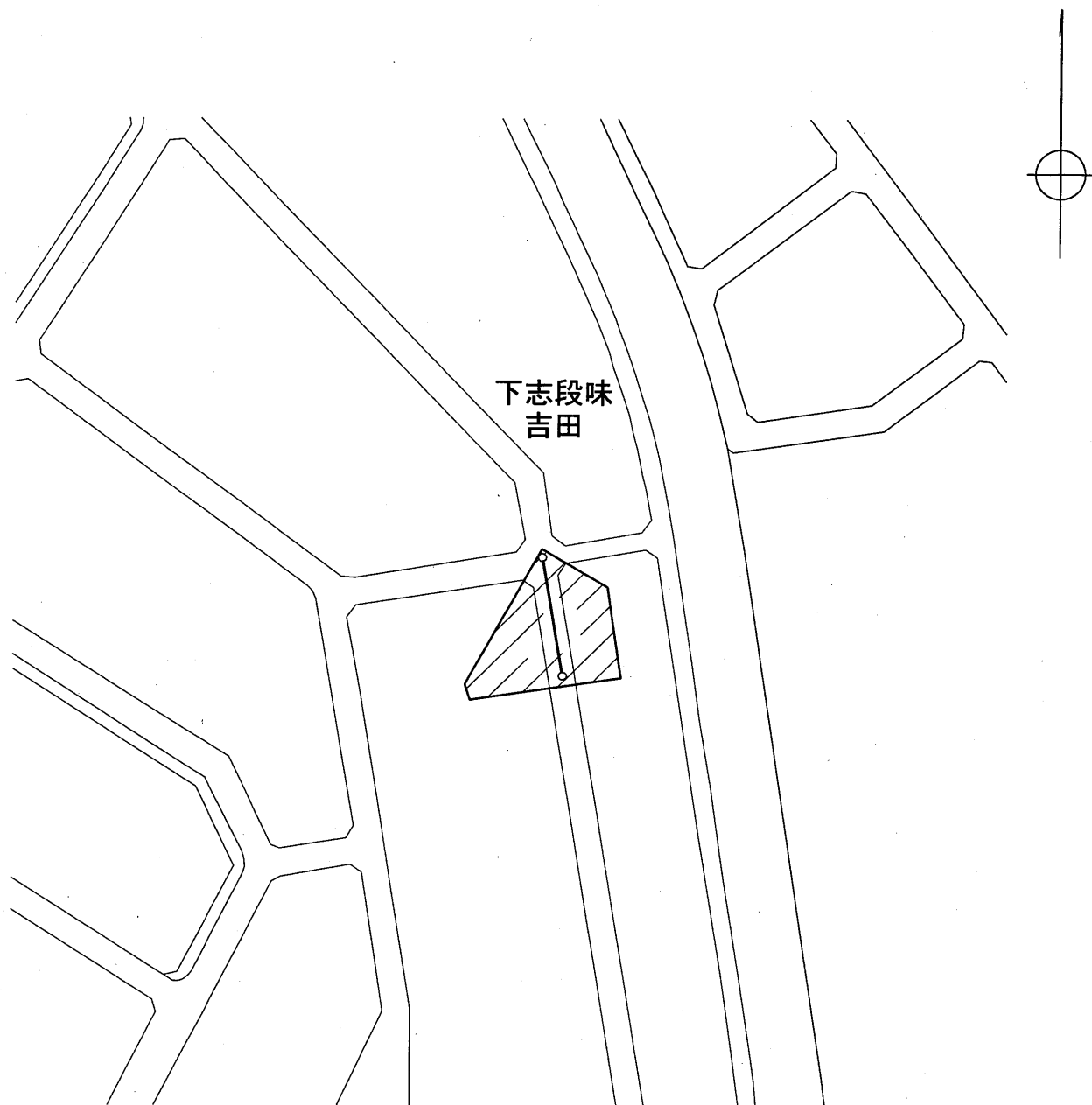
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



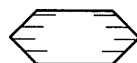
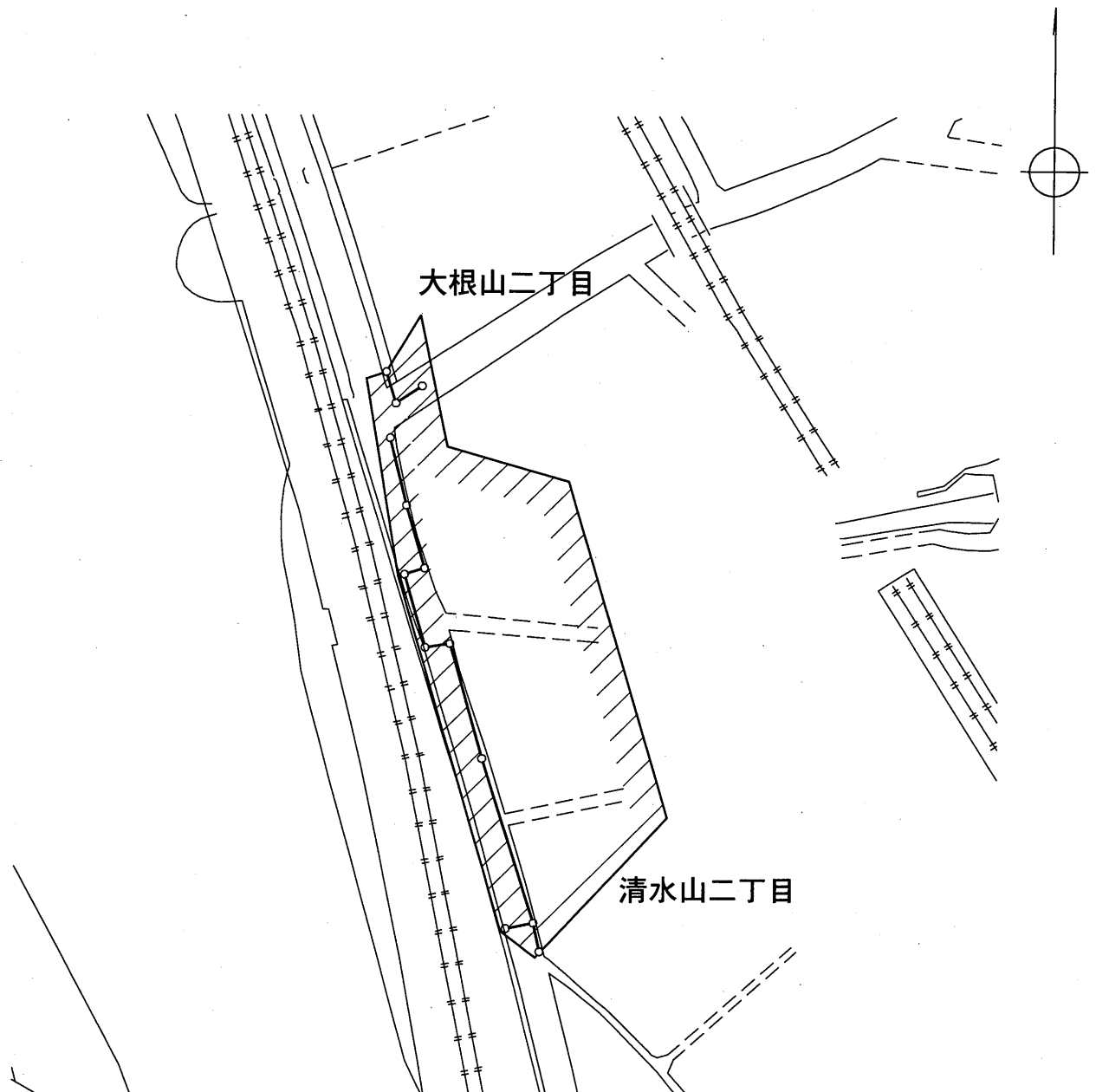
供用開始区域



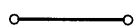
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）



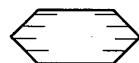
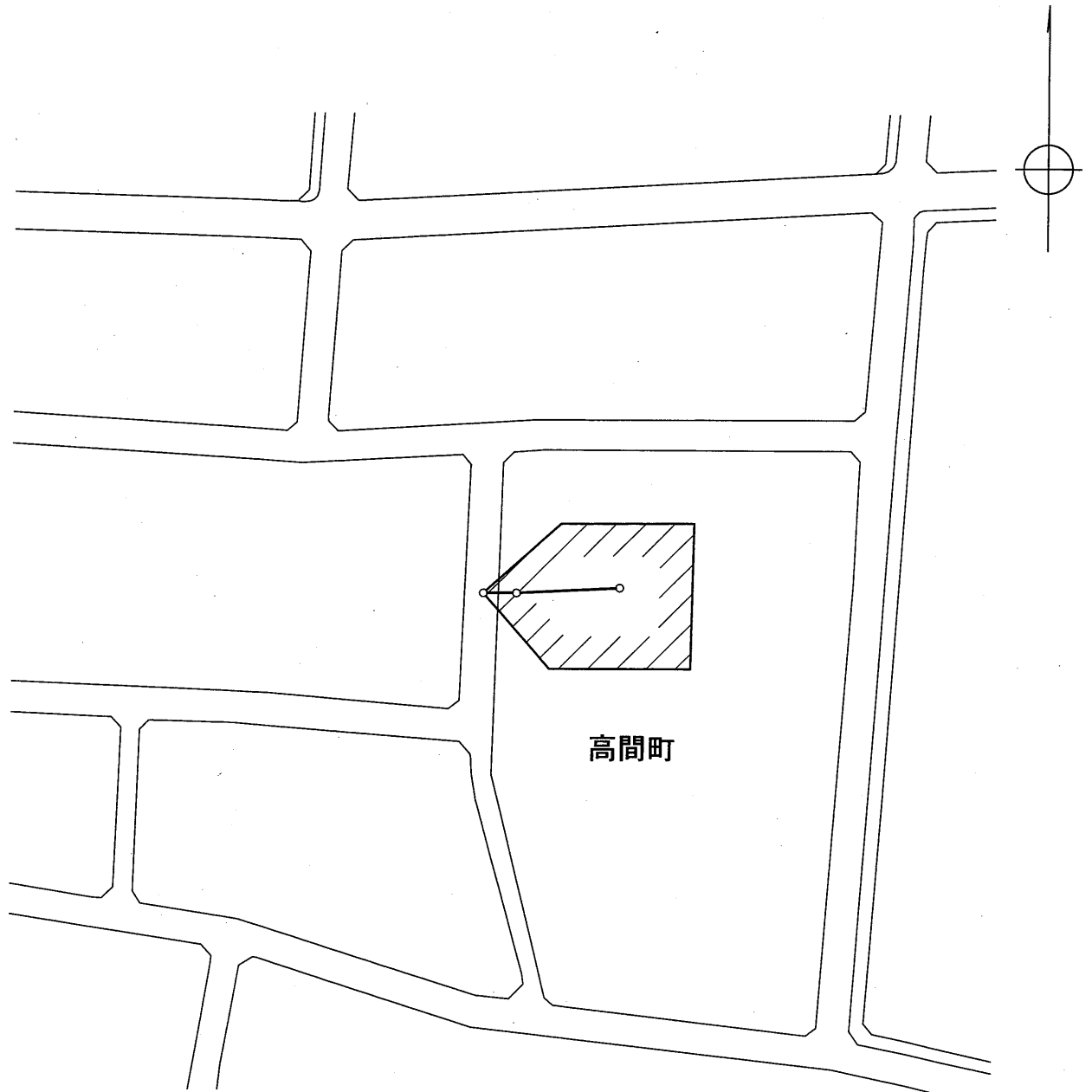
供 用 開 始 区 域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 1



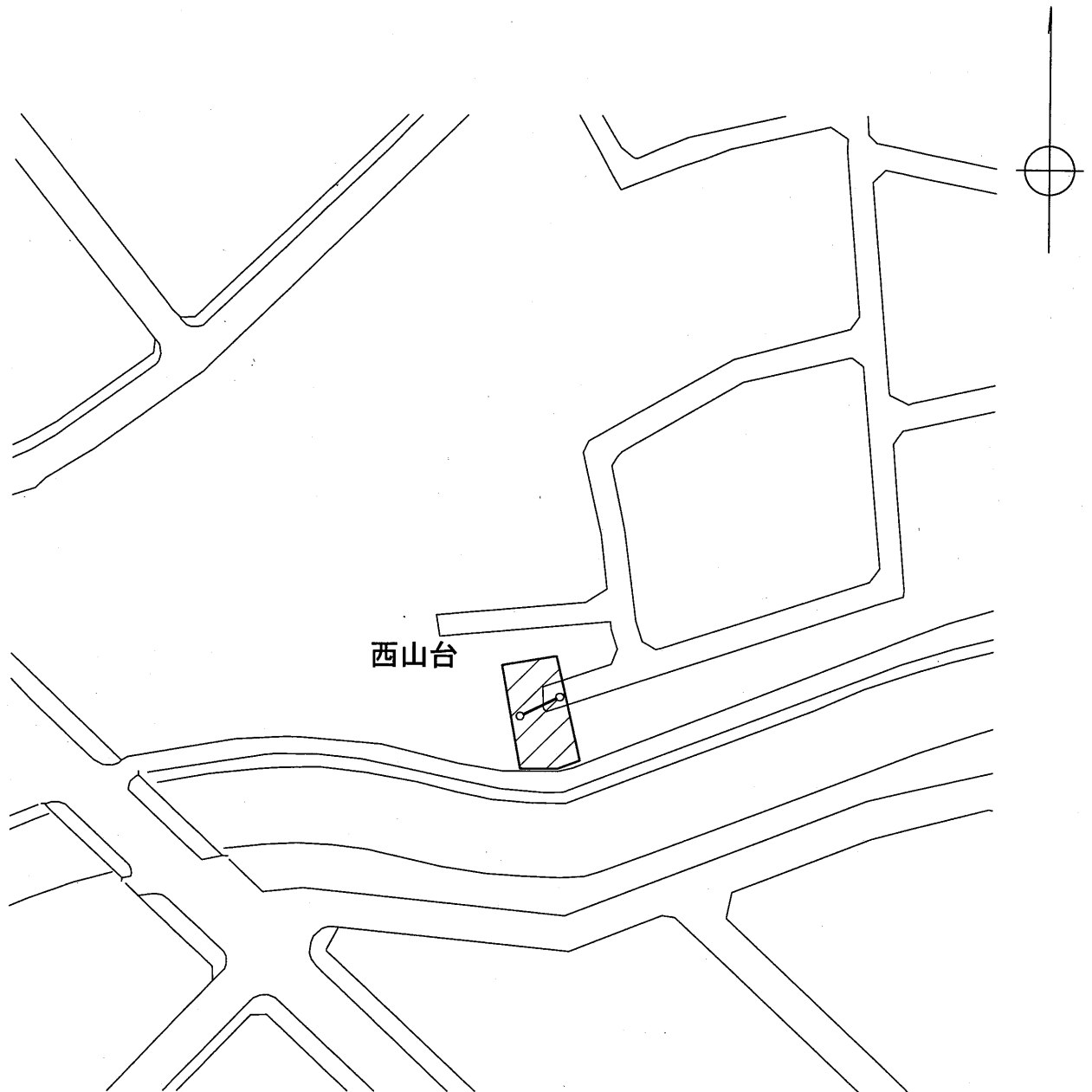
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 2



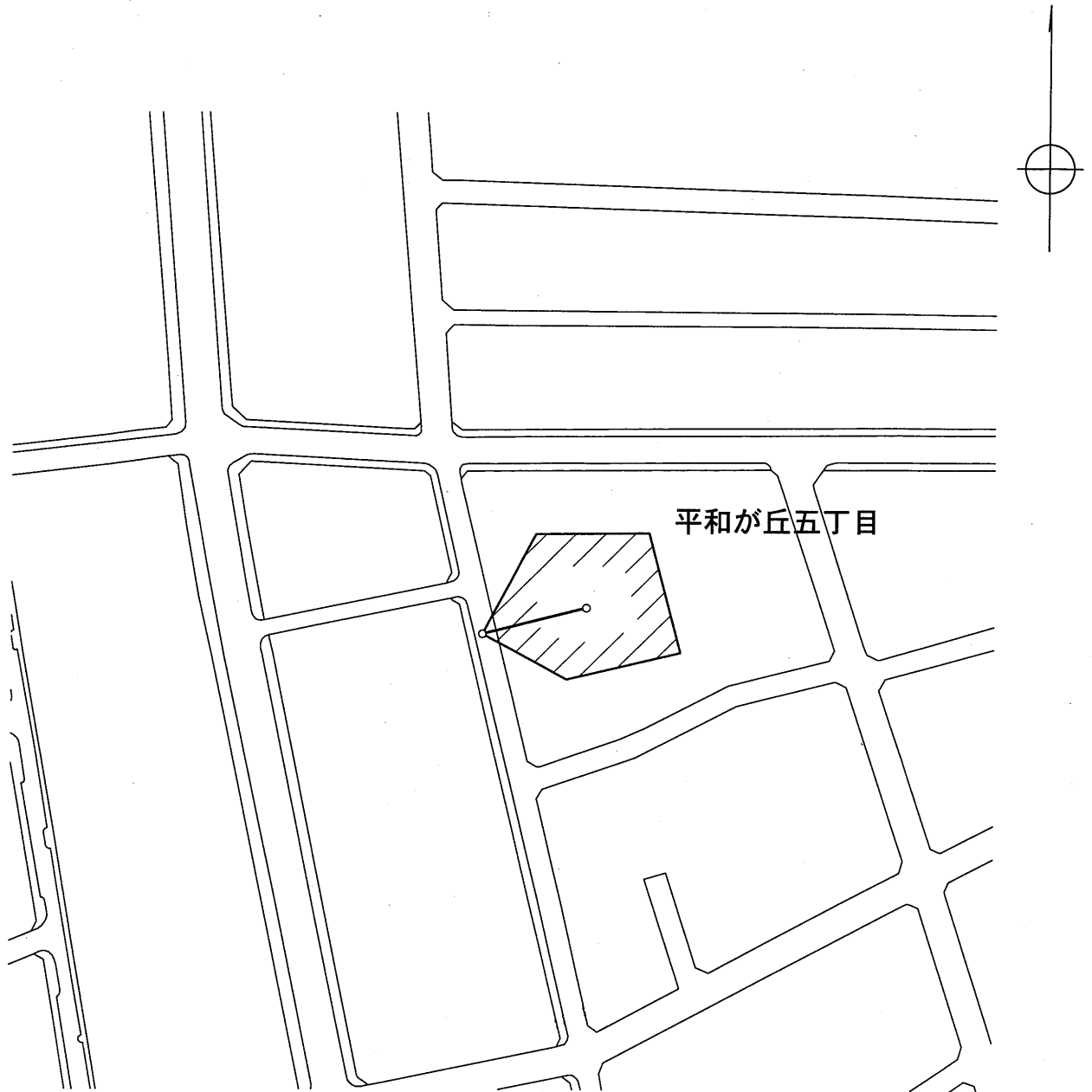
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 3



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局管理規程第1号

乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を次のように改正する。

平成26年1月17日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第24条の5第1項中「記入」の次に「のうえ提出」を加え、「学生証等とともに」を「学生証等を」に改め、同項ただし書中「自動券売機により発売する場合又は種類を同一とする学生定期券を継続して発売し、若しくは通用期間満了後3月以内に発売する場合」を「別に定める場合」に改め、「提出」の次に「又は在籍学校の代表者が発行した学生証等の提示」を加える。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第42条の3第1項中「記入」の次に「のうえ提出」を加え、「学生証等とともに」を「学生証等を」に改め、同項ただし書中「自動券売機により発売する場合又は種類、通用区間及び経路を同一とする学生定期券を継続して発売し、若しくは通用期間満了後3月以内に発売する場合」を「別に定める場合」に改め、「提出」の次に「又は在籍学校の代表者が発行した学生証等の提示」を加える。

(連絡運輸規程の一部改正)

第3条 連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項ただし書中「自動券売機により発売する場合又は種類、通用区間及び経路を同一とする学生通学定期券を継続して発売し、若しくは

通用期間満了後３月以内に発売する場合」を「別に定める場合」に改め、
「定期券購入申込書」の次に「又は在籍学校の代表者が発行した通学証明書」を加える。

附 則

この規程は、平成２６年２月１日から施行する。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成26年 1月14日

名古屋市農業委員会会長 寺 島 正

1 開催日時

平成26年 1月20日（月） 午後 4時00分

2 場所

名古屋市公館 1階 レセプションホール

名古屋市中区三の丸三丁目 2番 5号

3 議事

第 1号議案 農業委員会委員選挙人名簿について

第 2号議案 名古屋市農業員会建議検討小委員会の設置について

第 3号議案 名古屋市農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課

農業委員会農地部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成26年 1月16日

名古屋市農業委員会農地部会長 服 部 豊

1 開催日時

平成26年 1月20日（月） 午後 2時

2 場所

名古屋市公館 4階 小会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 2番 5号

3 議案

第 1号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転申請書の審議について

第 2号議案 農地法第 5条の規定による許可申請書の審議について（賃貸借権設定）

第 3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第 4号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第 5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第 6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第 7号議案 農業振興地域整備計画変更の意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 1月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エイデン本店
名古屋市中村区名駅四丁目2212番 ほか 5筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
4,520平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成25年 8月30日
- 5 廃止する理由
店舗閉店のため

名古屋市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成26年 1月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イツボナンザシティ ヨシヅヤ太平通り店
名古屋市中川区宮脇町 2丁目11番 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)義津屋 東海畜産(株) (株)四五コーポレーション (株)ニューウオジョウ (株)後藤食品 (株)めしあがっ亭 石沢食品(有) (株)トリキ堂 (株)明治堂薬品 (株)茶喜利園 リフォームスタジオ(株) (株)チョダ (株)メガネの和光 タカラ食品(株) (株)穂波 吉川淳 (株)ペグマルニ	午前10時00分	午前 8時00分	午後 8時00分	午後 9時00分

エフワン(株) A s — m e エステール (株) (株)リオチェーン (株)小菱屋 (株)ハニーズ (株)オーブ (株)日本一 (株)三日月百子				
---	--	--	--	--

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物西側平面駐車場①— 1	午前 7時30分から午後 8時30分まで	午前 7時30分から午後 9時30分まで
建物内地下 1階駐車場①— 2		
建物内 4階駐車場①— 3		
建物内R 階駐車場①— 4		

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)エーエムエフ	代表取締役 藤田 和子	東京都目黒区中目黒二丁目 5番21号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)義津屋	代表取締役 伊藤 彰浩	愛知県津島市新開町 1丁目 6番地
東海畜産(株)	代表取締役 蟹江 延一	名古屋市南区内田橋二丁目26番22号
(株)四五コーポレーション	代表取締役 大塚 逸平	東京都豊島区東池袋三丁目 1番 1号
(株)ニューウオジョウ	代表取締役 伊藤 俊行	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字山方70番地 1
(株)後藤食品	代表取締役 後藤 金三	愛知県瀬戸市井戸金町54番地
(株)めしあがっ亭	代表取締役 堀 富則	岐阜県岐阜市橋本町 1丁目10番地

石沢食品(有)	代表取締役 石沢 英子	愛知県あま市中萱津足川21番地
(株)トリキ堂	代表取締役 杉浦 秀幸	名古屋市中村区鳥居通 1丁目 1番地
(株)明治堂薬品	代表取締役 佐藤 茂樹	愛知県海部郡蟹江町大字今字五之坪 4番地
(株)茶喜利園	代表取締役 佐野 勝巳	愛知県高浜市本郷町 6丁目 1番地17
リフォームスタジオ(株)	代表取締役 豆鞆 亮二	東京都中央区日本橋浜町二丁目62番 6号
(株)チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	名古屋市名東区社台三丁目 124番地
(株)メガネの和光	代表取締役 清水 恭一	名古屋市中区栄三丁目15番 4号
タカラ食品(株)	代表取締役 田邊 義博	愛知県稲沢市天池遠松町10番地
(株)穂波	代表取締役 林 隆子	名古屋市瑞穂区河岸一丁目 9番 7号
吉川淳	—	愛知県尾張旭市吉岡町 3丁目10番地 21
(株)ペグマルニ	代表取締役 渡辺 範	名古屋市中村区井深町10番28号
エフワン(株)	代表取締役 宮崎 國敏	大阪府中央区博労町二丁目 6番 8号
A s — m e エステール(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目 3番13号
(株)リオチェーン	代表取締役 横山 卓幸	名古屋市中区平和一丁目15番27号
(株)小菱屋	代表取締役 所 義勝	愛知県稲沢市日下部北町 4丁目 1番 地 1
(株)ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27番地の 1
(株)オーブ	代表取締役 緒方 望	大阪府北区大淀中五丁目14番 2— 801号
(株)日本一	代表取締役 染谷 康雄	千葉県野田市目吹1965番地
(株)三日月百子	代表取締役 物河 昭	大阪府中央区西心斎橋二丁目 1番 3 号

4 大規模小売店舗の変更をする日

平成25年12月 1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

18,105平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

862台

(2) 駐輪場の収容台数

500台

(3) 荷さばき施設の面積

390.72平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

153.36立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

8箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後 7時00分まで

8 届出の日

平成25年11月22日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成26年 1月17日から平成26年 5月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成26年 5月19日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課